6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : INADA MASAHIRO Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the No. 1 Bridge National Highway Number 257
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 (noon) 8 November 2022
⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 10 January 2023 to 12 : 00 (noon) 11 January 2023 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 10 January 2023 to 12 : 00 (noon) 11 January 2023)
⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
令和４年10月27日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　**廣**瀬　昌由
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　掲載日　令和４年10月17日（号外政府調達第192号）
2　変更内容　48ページ４段目13行目の次に「②大場遊水地排水門ゲート設備新設工事については、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。」を追加します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その１工事、Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その２工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年10月27日
関東地方整備局長　**廣**瀬　昌由
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事名
①　Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その１工事（以下、「①工事」という。）
②　Ｒ４国道20号八王子南ＢＰ大船寺田高架橋上部その２工事（以下、「②工事」という。）（①工事、②工事共に電子入札対象案件）（①工事、②工事共に電子契約対象案件）
2　工事場所
①工事　東京都八王子市大船町地先
②工事　東京都八王子市寺田町地先
3　工事内容
①工事　橋種：鋼５径間連続非合成鈑桁橋（多主桁）
橋長：209.0m
支間長：34.3＋２@44.0＋46.0＋39.3
工場製作工　約1,330ｔ、工場製品輸送工　１式　鋼橋架設工　１式、架設工（クレーン架設）　１式、支承工　１式、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、鋼製橋脚工　２基
②工事　橋種：鋼５径間連続合成鈑桁橋（少主桁）
橋長：254.5m
支間長：45.3＋55.0＋２@54.0＋44.5
工場製作工：約1,290ｔ、工場製品輸送工　１式　鋼橋架設工　１式、架設工（クレーン架設）１式、支承工　１式、床版工（合成床版）　約4,500㎡、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、鋼橋足場等設置工　１式、鋼製橋脚工　３基
工期　①工事　契約締結の翌日から令和６年12月27日まで。②工事　契約締結の翌日から令和７年３月31日まで。
4　申請の時期
令和４年10月27日から令和４年11月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和４年11月25日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（https://www.ktr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は下記に示す申請書の提出場所に郵送、託送又は持参により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和４年10月27日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２を使用すること。）。
紙入札による場合の提出場所　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和２年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
④　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和４年11月24日において次の要件を満たすものとする。
①　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率